

**市民のための
法教育シンポジウム2003**

～弁護士会が取り組んできたこと・取り組むべきこと～

2003年6月7日（土）午後1時～5時

於・霞ヶ関弁護士会館2階・クレオ

主催：日本弁護士連合会

市民のための法教育シンポジウム2003
～弁護士会が取り組んできたこと・取り組むべきこと～

2003年6月7日(土)午後1時～5時
於・霞ヶ関弁護士会館2階・クレオ
総合司会：村松剛(横浜)、齋藤泰史(長野県)

13:00～13:10 開会のご挨拶
「『市民のための法教育シンポジウム』開催によせて」
本林 徹(日本弁護士連合会会長)

13:10～13:20 基調報告
「法教育とは～その定義と必要性について」【資料1】
後藤 直樹 会員(茨城県)

13:20～13:30 現状報告
「各弁護士会における『市民のための法教育』への取り組みの現状」【資料2】
鈴木 啓文 会員(第一東京)

13:30～14:10 実践！弁護士による法教育① <生中継>
○小学校の場合…筑波大学附属小学校5年生(東京)【資料3】
授業担当：石田 文三会員(大阪) 解説：船岡 浩会員(大阪)

14:10～14:35 実践！弁護士による法教育②
○中学校の場合…北陸中学校3年生(福井)【資料4】
授業担当：野坂 佳生会員(福井)

14:35～15:00 学ぼう！プロ(教師)による法教育
○高校の場合…立命館宇治高校2年生(京都)【資料5】
授業担当：太田勝基先生(宇治高校教員) 進行：宮島繁成会員(大阪)

15:00～15:10 どうでしたか？弁護士による法教育
授業を終えた筑波大学附属小学校の生徒達に直撃インタビュー

15:10～15:25 休憩

15:25～16:25 海外の法曹団体による法教育
「市民の法の支配への信頼と理解の確立(弁護士及び教師の果たす役割)」【資料6】
メイベル・マッキニー・プロウニング氏(ABA 公教育部部長)

16:25～16:50 質疑・応答、意見交換

16:50～17:00 閉会のご挨拶
「今後の日本弁護士連合会における法教育への取り組みについて」【資料7】
古井明男(日弁連前副会長)

17:00～19:00 懇親会
乾杯の音頭
種田 誠(日弁連副会長)

法教育とは

茨城県弁護士会 後藤直樹

1. 法教育とは

法教育は、Law-Related Education（法に関連する教育）の訳語である。法教育について、米国の法教育法（Law-Related Education Act of 1978）は、「法律家でない人たちが法に関する知識と技能、司法手続、司法制度、そしてこれらに基づく根本原理と価値を身につけさせる教育」と定義している。法教育は、その名称から、「法律教育」と誤解を与えかねないが、決して、専門的なものではなく、一般の市民を対象とする点で、法学教育と区別される。法教育は、一般市民に対し、法とは何か、法がどのように作られるか、法がどのように用いられるのかなどの知識とそれらの根底にある原理や価値—例えば自由、責任、人権、権威、権力、平等、公正、正義など—を教えるとともに、法を作り、法を用いるための具体的な技能、すなわち知識、徳・信念、技能を身につけてもらう教育である。これまでも、我が国において、憲法教育、司法教育、人権教育、消費者教育など法に関する教育が実践されてきたが、これらは、いずれも特定の分野に重きを置いたものであるといえる。

2. 法教育の目的

我々がどのような社会を目指すべきかについては、日本国憲法が参考となるが、憲法は、個を尊重する自由で公正な民主主義社会の実現を目指している。このような社会においては、法の果たすべき役割はきわめて重要である。法は、各人が独自に善き生き方を追求することを保障するとともに、それぞれが互いに平和的に共存していくために利害を調整し、社会の基本的な枠組を与える。理想的な社会は、自然に実現されるものではなく、そのためには不断の努力が必要であることはいうまでもない。理想的な社会の実現のためには、何よりも、社会の構成員であるひとりひとりに、目指すべき社会の仕組みとそこにおける法の目的及び役割を理解してもらい、法を主体的に活用してもらうことが望ましい。そのためには、法を単なる知識として学習するに止まらず、法の知識をもとに、それを応用し適用する技能と、それを踏まえ

て行動する意欲・態度が三位一体となって併せ育成されなければならない。このように、法教育の目的は、個を尊重する自由で公正な民主主義社会を実現することにあると考える。

3. 病理的現象

我が社会の法意識及び法的な行動について現状を見ると、権利意識の高まりが見られるものの、他方で、法が国民に理解され、活用されているとはいいいがたい面もみられる。たとえば、国民は、法を権力者が社会を統治するためのもの、お上から命じられるものと受け止めがちである。また、国民が、法についての断片的な知識しか有しないためか、あるいは法の精神を理解していないための病理的現象が見られる。たとえば、政治参加の面においては、政治への無関心と投票率の低下に象徴される民主主義の形骸化が見られ、また、刑事事件においては、重大事件が起こるたび、マスコミなどから弁護人に対し、なぜ悪人の味方をするのかなどあたかも法に基づく弁護活動が不当であるかのごとき非難が繰り返しなされ、民事事件においては、法の無知による泣き寝入りや法に反しないかぎり何をしてもかまわないという利己主義的な権利行使の態度がしばしば見受けられる。これらの原因として、法について単なる知識の習得だけではなく、その知識を使いこなす技能、法の根底にある価値、これらを踏まえて主体的に行動しようとする意欲と態度を一体として併せ育成するような学習の機会が国民に十分に与えられてこなかったことがあげられるのではないか。

4. 時代状況

日本社会は、21世紀を迎え、あらゆる領域において重大な転換期にある。たとえば、価値の多様化に伴い道徳・慣習などの伝統的価値感による社会統制機能が低下し、法による社会統制の比重が高まりつつある。また、現在、政治改革、行政改革、地方分権推進、規制緩和などの各種の経済構造改革が進められており、これらの改革が実現した社会においては、自由競争・自己責任がこれまで以上に重視される。そのような社会で、国民が、自らの善き生を実現し、生き抜くためには、法を積極的に活用していく意欲と能力が必要不可欠であることはいうまでもない。また、「市民による司法」を目指す司法制度改革の重要な課題の一つとして、裁判に国民が関与する「裁判員」制度が導入されるが、そのためには参加する国民に法的な資質が求められる。これらの時代状況をふまえて、司法制度改革審議会は、平成13年6月12日

の最終意見書のなかで、「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させることが望まれる。このため、教育関係者や法曹関係者が積極的役割を果たすことが求められる。」と述べていることが注目される。

5. 次世代のために

法教育の対象は、一般市民であり、その学習機会は子どもだけではなく、国民全体に対し提供されなければならないが、とりわけ、規範意識を習得させるためには、小学生段階から高等学校段階における法教育が重要である。すなわち、法、人権、権力、権威、自由、責任、平等、公正、正義といった概念を子どもの成長段階と発達過程に応じた身近で具体的な事例や説例を通じ、生徒参加型の双方向的、多方向的な教育手法が有効である。そして、これら学校教育段階の子どもへの法教育を実施するには、学校教育の現場での多くの教員による積極的な取り組みが不可欠であるし、同様に、社会における生きた法の担い手である法律家の積極的な取り組みも不可欠である。

6. 最後に

我が国は、現在、明治維新、戦後改革に匹敵する第三の大きな改革期を迎えている。そのような変革期に、日本国憲法が理想とする自由で公正な民主主義社会を真に実現するには、仕組みとしての司法制度を改革するだけで足りない。法は、文字ではない。法を用い、動かす我々市民が変わらなければ、自由で公正な民主主義社会は実現されない。現在我が国では、司法制度改革が精力的に進められているが、法を真に市民のものとし、理想的な社会を実現するためには、何よりも法を活用できるような人を育てる法教育が必要不可欠であり、多くの人々による実践が望まれる。

* 参考文献

- 1、法教育の可能性（現代人文社）
- 2、子どものための法教育（現代人文社）
- 3、テキストブック・私たちと法（現代人文社）
- 4、自由と正義 2001年2月号（日本弁護士連合会）

「法教育」アンケート回答（弁護士会）

2003/6/6

2	第一東京 (2437)	広報委員会 講師派遣部会長	福地	いる	<p>中学・高等学校(公立私立とも)へ講師を派遣(3~4名のチーム編成にて)するというもの。 模範裁判もしくは講演(いずれも)は学校の希望による(希望を出張して行い、年間を通じて10件~15件の依頼となっている。</p>	<p>活動詳細については、当会ホームページ (http://www.ichihon.or.jp/)上に、「弁護士会のご利用-学校への講師派遣」と題して掲載している部分を参照するか、日弁連発行の「自由と正義」(1998年9月号vol.49)に取り上げている記事参照して戴きたい。</p>
3	第二東京 (2527)				<p>②講演会、出前授業 ネット情報>実施日時:各学校の希望にあわせる。実施場所:各学校、費用:無料、時間:60分ないし120分、弁護士が、裁判の仕組みや、弁護士・裁判官・検察官などの役割についてわかりやすく解説します</p> <p>③裁判傍聴 ネット情報>中等高等学校へ弁護士派遣。講演、パネル・ディスカッション、模範裁判。</p> <p>④模範裁判・ロールプレイ ネット情報>時間:90分ないし120分。模範裁判は、当会が用意したシナリオをもとに、生徒が弁護士・裁判官・検察官などの役を演じ、裁判の始めから終わりまでを体験してもらいます。</p>	
6	第二東京 (2527)				<p>①施設見学 平成11年開始。内容は弁護士・弁護士会をテーマとしたビデオの上映、会館内見学、講義、質疑応答タイム、委員会傍聴など、約2時間。対象学年、生徒数に制限はなく、無料。事務局会館見学担当者窓口で、当日担当者は当会広報委員会委員。その他詳細は当会ホームページをご覧ください。</p> <p>②講演会、出前授業 開始日不明。ご要望の内容に応じて、専門知識をもった当会所属の弁護士を派遣。対象学年、生徒数に制限はなく、料金は無料。事務局会館法律学習会担当者窓口で、当日担当者は当会広報委員会委員。その他詳細は、当会ホームページをご覧ください。</p> <p>③裁判傍聴 平成6年開始。内容は刑事事件の流れの説明、法廷傍聴、質疑応答タイムなど。約2時間30分。小学校6年生からを対象。生徒数は約70名まで。料金無料。事務局裁判傍聴担当者窓口で、当日担当者は当会広報委員会委員。</p> <p>⑤HP、ビデオ 児童・生徒向けのホームページ「バーチャル会館見学キッズ版」を開設。ビデオの貸し出しは特段行っていないが、会館見学の際に上映を行っている。</p> <p>⑥テキスト、教材 司法教育の重要性を考え、現在検討中。</p>	

「法教育」アンケート回答（弁護士会）

2003/5/6

4	横浜 (746)	司法問題委員会 青柳会部長	藤村 耕造	いる	<p>①高校生を対象とした裁判傍聴会</p> <p>②高校への出前授業(裁判の仕組み・弁護士の役割等)</p> <p>③模擬裁判の指導</p>	<p>会では、司法問題委員会内に司法教育部会を設け、司法教育活動を専門的に行っている。右はいずれも学生対象の企画であるが一般市民を対象とした法廷傍聴会も実施している。また、当部会以外でも子供の権利委員会、消費者委員会などの各委員会もそれぞれ依頼に応じて講演等を実施している。</p>
7					<p>①施設見学 傍聴会などの後に法律事務所の見学を行ったことがあるが、担当者の個別の判断によるもので、弁護士会としては行っていない。</p> <p>②講演会、出前授業 毎年3月に県下の全高校及び教育委員会に案内文を送付している。 平成14年度実績：高校4回、小学校1回、計5回。平成15年度実績(5月末日現在の実施又は実施予定総数)：高校5回 テーマ：弁護士の仕事・役割、民事裁判、刑事裁判、医療過誤、少年事件、労働事件。テーマは学校と協議の上決定。 原則として交通費程度を頂く方針。</p> <p>③裁判傍聴 毎年3月に県下の全高校に案内文を送付している。 平成14年度実績：15回(高校14回、中学校1回)。平成15年度実績(5月末日現在の実施又は実施予定総数)：5回(いずれも高校)。 無料。</p> <p>④模擬裁判・ロールプレイ 平成14年度：高校1回。生徒自身が裁判員制度に基づき模擬裁判を実施し、その指導及び講習を行った。無料</p> <p>⑤テキスト、教材 出前授業の講師及び傍聴会の担当者用の指導マニュアルを作成。全会員から賛同者を募り出前授業講師リスト(39名登録)を作成。マニュアルと講師リストにより、多数かつ多様な出前授業の要望にこたえられる体制をとっている。</p> <p>⑥教員への研修 平成14年度は高校の教師との懇談会を1度実施。平成15年度は公立高校教員への講演を1回実施。</p>	
5	埼玉 (323)					
6	千葉県 (303)	子どもの権利委員会 委員長	内田 徳子	いる	<p>①学校から要請があった場合に講師を派遣して行う消費者教育</p> <p>②松戸支部では平成13年の夏休み、中学生を対象にした裁判傍聴会を行った。 高校からの依頼に対し講師を派遣している。 標準的なテーマを用意して選んでもらう他、高校側が選んだテーマにも応じている。</p>	
		市民サービス委員会 委員長	小平 恭正	いる		

「法教育」アンケート回答（弁護士会）

7	茨城県 (101)	市民のための法教育 委員会	後藤 直樹	いる	<p>①施設見学 裁判所、時期は適宜。裁判傍聴と一緒に実施。</p> <p>②講演会、出前授業 夏休み、冬休みに、子どものためのロースクールと称して、弁護士会館において、セミ形式の授業を実施。各20名を新聞などを使い、募集。また、平成15年度からは、茨城県教育委員会の協力を得て、県下50校の中学校へ弁護士を派遣する事業を開始。出前授業では、単なる知識ではなく、技能、徳という面を重視し、インストラクティブな授業を目指している。15年4月末時点で、申込は7校あった。</p> <p>③裁判傍聴 年に2～3回実施。夏、秋に実施予定。対象は、一般市民。傍聴前に、裁判の流れ、特に手続がなぜ大切かなどをレクチャー。傍聴終了後、質疑応答、意見交換などを実施。</p> <p>④教員への研修 法教育の普及のために、弁護士と教師の交流と勉強会が必要と考えており、本年度中に実施を予定 ＜ネット情報＞一般市民向けの陪審模擬裁判</p>
8	栃木県 (96)				市民講座：毎年1～2回、約3時間程度、参加者20名程度、無料
9	群馬 (128)	総合法律相談センター 運営委員会委員長	藤倉 真	いる	年に1回、高校に「消費者教育法律口歴」の講師として弁護士を派遣している。 法の日シンポジウム：毎年10月～11月の内の土曜日の午後。 テーマを決めて劇、パネルディスカッションなど。今年にはハネセン酒を取り上げた。前橋市内の公営あるいは民間の会館を借用、無料
8					
10	静岡県 (221)				
11	山梨県 (58)	会長	加藤 啓二	いる	①年に2～3回程度高校生を対象に講演会を開催している。 ②弁護士会で呼びかけて、要望のあった高校に若手の弁護士を派遣している。
12	長野県 (114)				
13	新潟県 (127)	会長	丸山 正	いない	

「法教育」アンケート回答（弁護士会）

14	大阪 (2740)	司法改革推進本部 法教育部会会長	船岡 浩	いる	<p>中高への出張授業、法廷傍聴の引率、模擬裁判の指導は当部会が活動の中心になっている。部会では、出張授業を担当する弁護士を登録し、中学、高校からの要請(出張授業、模擬裁判指導)に適宜講師として弁護士を派遣できるよう体制を整えている。また、登録弁護士は68名だが、どのよう分野を担当できるか(消費者、少年、交通事故、環境、知的財産、労働等)アンケートを取った。また、部会では、関連委員会から委員が集まり、高校教諭とタイアップして、試験的に授業を行いながら、新しく生徒向け・学校の先生向けの教材を作成中である。</p> <p>①学校から希望があった場合、弁護士を派遣して授業をおこなっている。(講演ではなく、各クラスで生徒を対象に授業をしている。)</p> <p>②中学生用、高校生用の2種類の「法むるーむ」というパンフレットを準備している。</p> <p>①日常法律実務に携わっている弁護士が直接市民の方々に説明させて戴く機会として「弁護士会館見学」を実施している。平日の希望時間に弁護士会館へ来てもらい、所属弁護士が1時間程度弁護士業務並びに弁護士会の活動について、リーフレット等を配布した上で説明している。</p> <p>②弁護士会ホームページ上において「子ども法律研究所」というコンテンツを設け、難しく考えがちな法律について分かりやすく解説している。</p> <p>⑤HP、ビデオ ネット情報>子ども法律研究所ホームページ</p>
15	京都 (361)	子どもの権利委員会 委員長	石田 文三	いる	<p>②講演会、出前授業 依頼により実施。詳細はリーフレットを参照して下さい。リーフレット内容：学校向け講師派遣について…当部会は、弁護士が法の専門家として積極的に教育の現場に携わり、実社会に役立つ法律知識、他人の権利や自らを守るための人権の啓発、社会問題とそれに対する弁護士の取り組み等を中学生、高校生に教え、もって、子どもが実社会において、より健全かつ充実した人生を送ることに協力することを目的として、中学校、高等への講師を派遣しているが、本年度は、京都市立堀川高等学校、京都市立西京商業高等学校、京都府立桃山高等学校、私立立命館宇治高等学校から申し込みがなされており、申し込みは増加傾向にある。</p> <p>③裁判傍聴 a) 春・夏休みに、中学生を対象に毎年実施。傍聴者は応募者の中から抽選(定員30名) b) 中学校・高等学校向けの裁判傍聴を開始(依頼により随時実施。午前の部9時15分～12時、午後の部12時15分～16時、5名以上～30名まで。いずれも無料)</p> <p>⑤HP、ビデオ 子ども情報館(別紙)</p> <p>⑦教員への研修 研修：依頼により実施。講師の派遣(詳細はリーフレット参照)</p> <p>府市民権課委員会にて、講演会、法律教室、連続講座、法廷傍聴などを開催している。昨年度の活動の詳細は別紙のとおり。</p>

「法教育」アンケート回答（弁護士会）

2003/6/6

16	兵庫県 (430)	ことどもの権利委員会 委員長	太田 尚成	いる	<p>(名称)「学校へ行こう」 (対象)中学生 (内容)原則として無償で学校に弁護士を講師として派遣する。 (現状)子どもの権利委員会が中心となつて講師の派遣(但し、公演内容によっては、他委員会の委員にも依頼)等を行ってきたが、担当講師の負担が大き過ぎるとして現在休止中。 平成13年の秋、中学生の司法教育をいう趣旨で、講師派遣のアンケートをとったところ、13校から依頼があり、弁護士を派遣した。</p>	<p>中学生への講師派遣は、司法教育という面でも非常に重要であり、学校からの要望も強い。ただ講師の負担が大まかいので、今後如何して講師を確保するかが課題である。</p>
10	奈良 (86)			いる	<p>①裁判傍聴会(市民向け、刑事手続きの流れと現在の司法の状況の説明・裁判傍聴・その解説、約3時間～3時間30分、弁護士会館、市民対象、5～18名、無料、平成5年より実施、現在7、8月と3月を除く月2回実施) ②講演会、出前授業 司法教育講師派遣：中学生に現在の司法の状況、弁護士の役割等の講師活動、平成13年から年1回実施、平成14年12校に派遣、無料 ③裁判傍聴 裁判傍聴会：中学生向け、内容は市民向けと同様、平成5年より実施、現在7、8月に4回、3月に2回実施。 ④模擬裁判・ロールプレイ 平成14年にある私立高校から模擬裁判の指導の依頼があり、担当者を派遣した。無料、今後も要請に応じて派遣する。</p>	
					<p>①高校生向け消費者教育講座の実施(担当:消費者保護委員会)1994年及び1996年に実施、現在は実施していない。 ②高校での模擬授業の実施(担当:裁判傍聴推進委員会)1999年及び2000年に実施、現在は実施していない。 ③講演会、出前授業 若年層の消費者教育のために、1994年及び1996年に高等学校(計2校)へ講師として消費者保護委員会の委員(弁護士)を派遣、要請があれば無料で講師を派遣するのが原則。ただし実際には寸志を頂いた。 ③裁判傍聴 毎年3月には、春季裁判傍聴会を、7～8月に夏休み裁判傍聴会を実施している。また、希望があれば他の時期でも実施している。裁判傍聴推進委員会の委員(弁護士)が法廷に案内し、傍聴前には事件の解説を、傍聴後には懇談を行う。1回約2時間、無料。 ④模擬裁判・ロールプレイ 1999年及び2000年に高等学校(2校)からの依頼により、模擬裁判を実施、裁判傍聴会の委員である弁護士が対応。</p>	<p>①毎年10月に市民法律講座を実施。 対象は一般市民。参加費無料。異なる年度の3～4回の講座と、裁判傍聴会を合わせ、全回受講できる人50名を募集。 ②毎年1回、市民懇談会を平成9年より実施。参加費無料。待定のテーマを第1に、市民と弁護士とが意見交換し相互に理解を深めることを目的としている。</p>

「法教育」アンケート回答（弁護士会）

2003/5/6

18	滋賀 (48)								
19	和歌山 (70)								
20	名古屋 (887)	担当副会長	石原 真二	いる	①広報委員会学校講師派遣部会 ②名古屋市中学校に弁護士2～4名で出向き(1)デ・ハート(2)生活英百科もどきのクイズ(3)寸劇・解説(4)講義等 ①施設見学 前述の弁護士会案内は、中学生・高校生の来館が多く含まれ、また、来館人数も2～3名から80名まで多岐にわたっています。 ②講演会、出前授業 講師派遣の対象校は、原則として各中学校から希望によりすすめ、現時点では年間16校程度を考えている。希望状況により柔軟に対応する。対象校との連絡については、対象校と当会担当者との間で行う。派遣講師数、1校につき2～4名、方式、ディベート、朗読劇、クイズ等各校の希望にあわせる。学年、中学1年～3年、テーマ、死別廃止、ジェンダー、少年法改正、労働問題、自衛隊是非論、報道(出版)の自由とプライバシー権等。費用：原則として、派遣弁護士1名につき1万円(上限2万円)。但し、予算の都合に応じる。 ④横橋裁判・ロールプレイ 派遣された講師が中学校で実施			平成14年から導入される総合学習をにらんで、他土業・官庁等が教育委員会に働きかけている。	
21	三重 (73)	会長	滝辺 伸二	いない	市民参加型の模擬裁判員劇(ネット情報)				
22	岐阜県 (92)				③裁判傍聴 年1～2回、夏休み、30～50名、無料 市民講座、毎年10～11月頃、3～5講座、対象一般市民、30～80名、無料 ①弁護士による講義(学校) ②学校とタイアップして高校生の弁護士事務所訪問				
23	福井 (43)	会長	川上 賢正	いる					<ネット情報> 情報部「失恋サングラの殺人事件」
24	金沢 (85)								
25	富山県 (51)								

「法教育」アンケート回答（弁護士会）

26	広島 (275)	副会長	飯岡 久美	いる	<p>①司法改革推進本部市民補会において、司法教育を実施...県内の中学、高校に案内を出し、申込があった学校に弁護士を講師として派遣。学校により90～120分程度で消費者被害を中心に話をしている。</p> <p>②消費者委員会、消費者被害センター、県内の高校に案内を出し、申込があった学校に弁護士を講師として派遣。学校により90～120分程度で、消費者被害を中心に話をしている。</p> <p>③講演会、出前授業 1997年から開始。弁護士が講師となって学校に行き、裁判の仕組み、弁護士の仕事などについて話をしている。(学校からの希望に応じて質疑もあり)概ね毎年10～11月の1ヶ月半程度の期間に学校からの依頼に応じて派遣する。(期間外でも応じるようにしている)。時間は学校の希望に応じており、60～90分が多い。対象は中学・高校。学年人数は画幅の希望に応じて。PTA合同のこともある。料金は交通費+1万円を原則とし、負担できない時は相談に応じている。</p> <p>④裁判傍聴 1996年から開始。傍聴の前と後に弁護士が説明。傍聴にもつきそう。概ね毎年5月～6月の1ヶ月程度の期で募集する。午前中(9:30～12:00)対象は一般であり、この中に高校生、中学生が入ることがある。料金なし。</p> <p>⑤HP、ビデオ ネット情報> 弁護士による子どもの悩みごと電話相談</p>
27	山口県 (75)	会長	永田 信明	いない	
28	岡山 (177)	県民ネット委員会 委員長	吉岡 康祐	いる	<p>①消費者教育は平成2年から実施。県下約30前後の高校から毎年講師依頼がある。</p> <p>②平成13年度8月に法廷傍聴実施(高校生・教員60名位)。12月に映画上映(日本の黒い夏)。平成14年度の予定として、年4回位弁護士会において高校生に対する司法教育を実施する予定で計画(憲法、司法制度、裁判官・検察官との交流会等)。</p> <p>③中学生の職場体験学習...平成13年度中に3つの中学から依頼があり、弁護士事務所見学を実施</p> <p>④平成14年度計画中では6月22日に北大の山口一朗教授(政治学)を講師に招き、一流の学者の話を聞いてもらおうと思っている。</p>
12					<p>●弁護士会で計画して各高校に案内を出し、内容にもよりますが、●高校の別々プログラムそのものに組み込まれる際な活動をする必要があると感じる。●教員からは、わかりやすいビデオがあればよいと要望があった。</p> <p>県民法律講座: 10～12月土曜日、2時間程度、3～4回、14年度は周知手続き、法廷傍聴(2回)、裁判員制度、裁判員制度シンポジウム(12月1日)参加人数: 例年100～150名、料金無料、場所: 弁護士会館</p>

39	仙台 (225)			②講演会、出前授業 県内の高校から出前授業の希望をつのり、会員を講師として派遣している ⑥テキスト、教材 現在、生徒用のテキスト(消費者問題)を作成中 平成9年の中・高生向けの司法教育用テキストを作成し、県内の各中・高校に無料配布 ⑦教員への研修 教育関係者を対象として裁判傍聴を実施したことがある。				
40	福島県 (86)	会長 平 雄一		いない				
41	山形県 (52)	会長(14年度) 外塚 功		いない				
42	岩手 (46)							
43	秋田 (49)			いる	②講演会、出前授業 1991年より、高等学校における消費者教育を実施している。毎年11月～翌年2月頃、45～90分。学校内。主に3年生。担当に当会消費者問題対策委員会。料金20,000～30,000円			
44	青森県 (42)							
45	札幌 (331)	司法改革推進委員会 副委員長 高崎 暢		いる	1. 法教育協議会①主に公立高校の教員との間で「法教育協議会」を行っている。「通常の授業」や「総合学習の時間」の中で「法教育」を実施することを目的としている。参加者は、約10名。②現在、「模擬陪審劇」を授業で実施している。3月16日、教員・生徒・市民約30名で「模擬陪審劇」を実施。平成14年度「模擬陪審劇」は「授業」にどのような生かすか議論し、教材の作成、各高校での授業での「模擬陪審劇」の実施を予定している。③今後、「消費者保護委員会」「子どもの権利委員会」等関連委員会の協力を得て「法教育」を広げていきたいと考えている。 2. 立命館慶祥高校との協議①「法律演習」の設置等「法教育」に關して先進的に実践されている立命館慶祥高校と個別に協議を進めている。昨年の平成13年12月には、「法律演習」に担当委員4名が参加。平成14年1月には、法廷傍聴、「日御裁判官物語」の鑑賞を実施。②平成14年度には「模擬陪審劇」を「法律演習」「土曜日の補講」として実施する予定。関連委員会の協力を得て、「模擬陪審劇」以外の「法教育」を具体的に実施したいと考えている。			<ネット情報>オンラインクイズ
46	阿部 (25)							<ネット情報>オンラインクイズ
47	旭川 (30)							
48	釧路 (28)							
49	香川県 (84)	会長 中村 史人		いない				
50	徳島 (48)							
51	高知 (55)	副会長 南 正		いない				
52	愛媛 (91)							

<生徒への配布用資料>

「ローラー・ブレードはダメ?!」

弁護士 石田文三

子どもたちの間でローラー・ブレードが流行しています。子どもたちは、学校が終わると道路でローラー・ブレードを楽しんでいます。

なかには、夜おそくまで遊んでいる子どももいるので、親たちは、ローラー・ブレードに全く賛成しているわけではありません。しかし、家でゴロゴロしているよりも、一生けんめいになって何かをやっている方がましだと思っている親が多いようです。

しかし、いろいろな問題が起こってきました。ローラー・ブレードは、ほそうした道路やタイルをしいた場所なのですが、この市には、道路や歩道、市役所前の広場、住宅街の駐車場くらいにしか適当な場所がありません。そこで子どもたちは、住宅街の道路や駐車場、市役所前広場、商店などがたくさん集まっている町の中心部の道路などに集まってローラー・ブレードをしています。これらの場所では、車や人通りが多いので、車や人にぶつかりそうになることがよくあります。先日は、ついに、車にぶつかって子どもが死んでしまう事故も起こりました。

お年寄りやちいさな子どもにぶつかりそうになったり、またぶつかって相手にけがをさせてしまった事故もあります。ぶつかった相手が市議員さんだったということもありました。

また、住宅街の駐車場で、夜おそくまで遊んでいる子どももいるので、近所の人迷惑し、警察に相談したこともありました。しかし、警察は、犯人の逮捕（たいほ）などにいそがしいですし、ローラー・ブレードを禁止する法律がないので、何もできないということでした。

そこで、住宅街の住民が中心になって、市議会で、道路や歩道でローラー・ブレードをすることを禁止する法律（条例）を作ってもらうように頼みました。

今日は、この法律について、次の人たちから意見を聞くことをなりました。

グループ①：市議員A

おもに、交通安全のために、法律に賛成です

グループ②：市議員B

みんなの意見を聞いて考えようと思っています

グループ③：住宅街の住民

おもに、夜しずかにくらせるようにするために、法律に賛成です

グループ④：ローラー・ブレード同好会の子ども

ほかにローラー・ブレードができる場所がないので、法律に反対です

グループ⑤：子どもの親

子どもたちが熱中できるものがなくなるので、法律に反対です

グループ⑥：取りしまりをする警察官

交通安全のために法律に賛成ですが自分たちの仕事がよけいそがしくならぬかとの心配もあります

「ローラー・ブレードはダメ?!」の知的道具

名前 _____ グループ _____

Q：法律ができるとどんな利益（得になること）・不利益（損になること）がありますか。

（利益）

（不利益）

Q：法律ができないとどんな利益・不利益がありますか

（利益）

（不利益）

Q：法律の利益・不利益を考えて、あなたはどうすべきだと思いますか（利益と不利益の調和）

Q：（市会議員Bのグループ）法律に賛成する人・反対する人に対して質問を考えて下さい

アンケート

5年組 氏名

今日の授業の感想をお聞かせ下さい。あてはまる()内に○印をつけてください。

質問1

今日の授業は、興味をもてましたか。

- () とても興味をもてた。
- () まあまあ興味をもてた。
- () どちらでもない。
- () あまり興味をもてなかった。
- () とてもつまらなかった。

質問2

今日の授業内容は、難しかったですか。

- () 難しくなくて、よく理解できた。
- () あまり難しくなくて、だいたい理解できた。
- () どちらとも言えない。
- () 少し難しく、理解できないところがあった。
- () とても難しく、理解できなかった。

質問3

今日のような授業は、社会に出てから役に立つと思いますか。

- () とても役に立つと思う。
- () ある程度は役に立つと思う。
- () どちらとも言えない。
- () あまり役に立たないと思う。
- () 全然役に立たないと思う。

質問4

今日の授業の感想を、どんなことでも自由に書いてください。

質問5

今度、今日と同じような授業があるとすれば、どのようなテーマでやってみたいですか。

<会場のみへの配布資料>

「ローラー・ブレードはダメ?!」授業進行要領

弁護士 石田 文三

【準備段階】 13:00～13:30（会場では放映されない予定）

- ・午前中の話やビデオの感想
- ・くじ引き
- ・ローラーブレードって知ってる？
- ・今日は、ある市でローラーブレードを禁止しようとする法律が提案されたので、みんなで、どうするか考えてもらうことになった。それで、グループに分かれてもらったので、自分たちをアピールする看板を書いて欲しい（絵でも文字でも色でも何でもいい）。

①市議員Aのグループ

この人らはローラー・ブレードで事故が起こっているのを禁止したいと思っている。

②住宅街の住民

この人らは夜遅くまでさわがれてうるさいし、ローラー・ブレードあぶないので法律に賛成している。

③ローラー・ブレード同好会の子どもら

道路や歩道以外にほそうした所がないので、禁止されたらこまるとすごく思っている。

④親たち

せっかく子どもが一生懸命やってるのに禁止されたらかわいそうだと思っている。

⑤警察官

みんな安全を守る立場なので、そういう法律があればいいと思っている。でも今でも交通整理をしたり、泥棒をつかまえたり、ものすごく忙しいのに、このうえローラー・ブレードしている子どもを見つけたら、いちいち注意せないかんとすると、ちょっと憂鬱になっている。

⑥市議員Bのグループ

この人らはみんな意見を聞いてから、法律をつくるかどうかを決めようと思っている。

【つかみ】 13:30～

- ・自己紹介

「今日の勉強はおじさんが一方的話すではなく、みんなに考えてもらって、おじさんに教えてほしい」

【事案説明①】

※指名→本文読み

※指名→本文読み 土の上でローラー・ブレードをやったらどうやろう

*「交通事故」

話はちがうけど、交通事故は気をつけて。おじさんがやっている事件で、信号が赤

に変わる前に急いで渡ろうとしたために死んでしまった人がいる。君らも絶対に事故にあわないように気を付けて欲しい

【事案説明②】

※指名→本文読み

※指名→本文読み

- ・警察ってわかるか、どんな仕事してるか
- ・というわけでこれから、いろいろな人があつまって、ローラー・ブレード禁止法をつくるほうがいいかどうかを話し合うことになった

*「民主主義って？」

どうしたらいいか、みんな意見が分かれたとき、みんなどんなふうにして解決しているか、たとえば、4人で集まってこれから何をして遊ぶか、1人はサッカー、1人は野球、1人はバスケットボール、1人はファミコンというように意見がわかれたときはどうするか→ジャンケン、くじびき、けんか、お金持ち→話し合い、これを民主主義という

それじゃあ、いまから民主主義をみんなやっ払いこう

【「知的道具」の説明】 13：40～

- ・もう一枚の紙を見て下さい
- ・「知的道具」って言葉知っている？
道具ってどういうものかな、知的というのは頭を使うことだけど、要するに頭を使うための道具だということ
- ・利益ってわかるかな、お金が儲かるということだけじゃないのに注意
- ・法律ができたときの利益と不利益
- ・逆に法律ができなかったときの利益と不利益
- ・あなたならどうするのがよいと思う？

- ・市議員Bのグループはすることがないように見えるけど、これは一番、大事な役割、みんなの意見を聞いて、いろいろ質問してみて、賛成のグループにはこういう質問しようとか、反対のグループにはこういう質問をしようとか、何か質問を考えてといて

- ・最後にグループ代表選手に発表してもらおうけど、そのとき、市議員Bから質問して、その答えもよく聞いておいて、それで法律を作るかどうか、決めてください

約5分、各グループを見て回る

【発表・討論】 13：50～

- ・代表者を1人選んで、各グループ1分で発表して下さい。
- ・市議員Bの結論は？